

2020年
1月
Vol.112

フェイス

Faith

労政ながさき



「長崎県誰もが働きやすい職場づくり
実践企業 認証制度(Nびか)」ロゴマーク

CONTENTS

- | | | | |
|--------------------------------------|----|--------------------------|----|
| ○Nびかの審査項目を簡単に自己診断できます | 1 | ○長崎県の最低賃金 | 13 |
| ○令和元年度Nびか認証企業紹介 | 2 | ○労働相談Q & A | 14 |
| ○県関係の登録制度等のご紹介 | 4 | ○労働相談情報センター | 15 |
| ○県緊急資金繰り支援資金の取扱開始について | 7 | ○ながさきUターン就職支援センター開設 | 16 |
| ○雇用の維持を図る事業主を支援します | 8 | ○勤労福祉会館・諫早技能会館 | 17 |
| ○残業時間の上限規制 | 9 | ○九州・山口70歳現役社会推進大会を開催しました | 18 |
| ○パワーハラスメント対策が事業主の義務となります | 11 | ○シルバー人材センター | 19 |
| ○パートタイム・有期雇用労働法及び改正労働者派遣法が
施行されます | 12 | ○テレワークマネージャー派遣事業 | 20 |

「Nぴか」の審査項目を簡単に自己診断 できるようになりました！

長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度 (愛称:ながさきキラキラ企業)略称「Nぴか」

年齢・性別に関係なく、誰もが働きやすい環境づくりに積極的に取り組む県内企業を、県が優良企業として認証する制度です。



「仕事と育児・家庭の両立」、「働き方改革」、女性の活躍推進・男女共同参画」の3分野50項目の得点が50%以上で、得点に応じて「一つ星」から「五つ星」を取得する5段階の認証制度となっています。今回、その50項目の自社の取組状況について、WEB上で簡単に自己診断できるようになりました。自社の“働きやすさ”を計る目安として、ぜひご活用ください！！

NぴかHPのトップページ



Nぴか

検索

<https://n-pika.pref.nagasaki.jp/>

Nぴか認証の項目をチェックして、認証取得に必要な条件(得点率50%以上)を満たしているかどうか、確認ができます。自己診断で得点率が50%以上となった場合は、そのデータを使用してそのままNぴか認証の申請ができます。

今年「Nぴか」を取得した企業をご紹介します

現在Nぴか認証企業数は77社(R2.1末現在)となっています。

今年新たに加わった14社の企業様をご紹介します。過去の認証企業を知りたい方は上記のHPで確認することができますのでご覧ください。

1. 株式会社西日本流体技研

所在地: 佐世保市小佐々町黒石339-30
業種: メーカー製造
従業員数: 30人



会社の特色

流体工学の技術を基に活動しています。研究受託は多種類の水槽と数値シミュレーション等を活用し、省エネ船再エネ装置、流体機械、海洋調査機器の開発など多岐に渡っております。水槽、風洞などの流体実験設備の企画・製作も行っています。世の中に役立つ研究、ものづくりを行うためにも働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

2. 株式会社KDDI エボルバ

所在地: 佐世保市崎岡町2720-8
佐世保情報産業プラザ1棟3階
業種: サービス
従業員数: 500人



会社の特色

KDDI エボルバは、KDDIの100%子会社としてコールセンター運営やBPO事業、ITソリューション事業を中心に全国的に展開。社員一人ひとりのライフワークバランスの実現に向けた取組みを推進し、生き生きと働けるよう、多様な働き方・柔軟な制度・勤務時間改善・環境改善といった環境づくりに取り組んでいます。

3. 長崎船舶装備株式会社

所在地：長崎市西琴平町1-5
業種：メーカー（製造）
従業員数：377人



会社の特色

当社は船舶内装におけるリーディングカンパニーとして、全国で船舶居住区を製造しています。船舶居住区とは、言い換えると『海のホテル』であり、船を利用するすべての方に快適な航海を送って頂くことを目標に空間づくりを手掛けています。20代～30代の男女の多くが第一線で船舶内装の施工管理者として活躍中です！

4. 双葉産業株式会社 長崎工場

所在地：佐世保市小佐々町葛籠278-1
業種：メーカー（製造）
従業員数：235人



会社の特色

自動車産業の中で、座席の縫製専門メーカーとしては、我国最大の規模を誇る会社です。本社工場を含め、国内に5工場、海外に5工場あります。企業内保育園があり、女性社員が長く安心して働くことが出来ます。イベント事も多く福利厚生も充実しています。

5. 株式会社ニル

所在地：長崎市住吉町15番7号
業種：百貨店・スーパー・専門店
従業員数：30人



会社の特色

当社は長崎では珍しいユニークなレディースファッションメーカーです。幅広い年齢層の女性の方に、ウエアーから服飾雑貨・アクセサリーまでワクワクするような素敵な商品を企画製作して提供しています。当社では良質な商品を作るには従業員に気持ちよく働いてもらうことが重要だと考え、働きやすい職場づくりに取組んでいます。有給休暇の取得を促進するため、半日有給休暇制度を創設したり、有給休暇申請が気軽にできるようにスマホから申請できるようにしました。

6. 社会福祉法人山陰会・普賢学園

所在地：南島原市深江町戌2825
業種：医療・福祉
従業員数：140人



会社の特色

1965年に創設され、法人全体で17事業29施設を運営しております。保育から障害分野まで幅広く事業を展開し、地域の方々・ご利用者・法人、法人職員が共に創り上げる地域福祉を目指しております。地域貢献事業も積極的に展開しており、10の地域貢献事業を行っております。事業推進の大きな力は一人一人の職員の成長ややりがいです。その為に積極的に働き方や職場環境の改善を行っております。

7. 扇精光コンサルタンツ株式会社

所在地：長崎市田中町585-4
業種：サービス
従業員数：100人



会社の特色

都市計画や道路整備、河川・砂防ダム、農業土木、公園などの社会インフラ整備に向けて、測量、設計、調査、補償コンサルタントなどの観点から、最適な手法や技法を提案しています。また国土交通省が進めるi-Constructionに積極的に取組み、ドローン（UAV）を始めとするICT技術を導入することで現地調査の効率化を実現しています。

8. 扇精光ソリューションズ株式会社

所在地：長崎市田中町585-5
業種：ソフトウェア・通信
従業員数：100人



会社の特色

公共機関・文教市場・教育現場を中心にICT機器をはじめ幅広い関連商品の販売及び保守、ネットワーク構築、ソフトウェア開発などを行っています。またGIS（地理情報システム）やGNSS（全地球測位システム）を活用した地図と位置情報、3Dデータを使ったVR・ARなどを活用した業務効率化製品開発を行っており、観光事業や交通事業、工事現場などを中心に全国展開を図っています。

9. SGエキスパート株式会社

所在地：長崎市万才町7-1
住友生命ビル13F
業種：サービス
従業員数：526人



会社の特色

当社は、「佐川急便」を事業会社として擁するSGホールディングスグループのビジネスシェアード会社です。総務・人事・経理などの管理業務を集約し、高品質・ローコストな専門サービスを提供しています。長崎BSCは東京本社に次ぐ規模の事業所であり、今年で5年目を迎えます。今後も、誰もが働きやすく活躍できる職場環境づくりに向けた取り組みを、積極的に推進してまいります。

10. 豊福設計株式会社

所在地：佐世保市田原町9-15
業種：サービス
従業員数：68人



会社の特色

社会資本の整備に関するコンサルタント業務をとおして、より良く、より安全な環境を国民に提供し、貴重な生命と財産、国土を守ることを会社の使命と考えています。「AIでは置き換えることのできない仕事」が目指すところです。

11. 長崎三菱自動車販売株式会社

所在地：長崎市梁川町1-14
業種：百貨店・スーパー・専門店
従業員数：133人



会社の特色

三菱系ディーラーでは西日本トップクラスの組織と規模を誇るKMGグループの一員です。その中において長崎県一円を活動地域とする三菱、スズキ自動車のディーラーとして「お客様に信頼され満足して頂ける会社に」をスローガンに、一貫して地域に密着した堅実な営業活動を背景にお客様との信頼関係を築いてまいりました。また、社員の成長を万全の体制でサポートする自社研修センターでは、人材育成開発体制に基づいて社員の能力アップに取り組み、経験年数や担当業務に合わせて、様々な研修を実施しています。

12. 社会福祉法人米寿会

所在地：対馬市美津島町鶏知乙
511番地1
業種：医療・福祉
従業員数：134人



会社の特色

当法人は、「心豊（こころゆたか）」を基本理念として、利用される方が心豊かに笑顔で安心して生活し、信頼の中で支え合い、「嬉しいな」「楽しいな」と一回でも多く心から言ってもらうことを目的として、多種（障害・老人・児童）の事業を運営しております。利用者へ安心と信頼を与えられ、また、職員誰もが働きやすい職場であると実感できるよう、これからもチャレンジ精神で取り組んで参ります。

13. 株式会社中村工務店

所在地：長崎市松山町4番44号
業種：建設業・不動産業
従業員数：32人



会社の特色

当社は主に住宅リフォームを中心に、住まいに関する事業を通じ長崎県内で営業しております。当社ではお客様に喜んでいただける家づくりを提案するには従業員に気持ちよく働いてもらうことが重要だと考え、働きやすい職場づくりに取り組んでいます。ワーク・ライフ・バランスの推進のため、時間単位での休暇も取得できるようにしています。

14. 株式会社今村組

所在地：五島市東浜町一丁目20番13号
業種：建設業
従業員数：79人



会社の特色

当社は、創業91年を迎え、五島、対馬、長崎に拠点があります。業務内容は、建築工事、建築設計、土木工事です。特徴は、新聞に掲載されるやりがいのある仕事ができること、職場環境が良好なこと、現場に女性従業員が多いことです。また、有給取得日数は年間13.2日と高いことから、現場の新卒離職率は10%以下となっています。

～県関係の登録制度等のご紹介～

1. ながさき結婚・子育て応援宣言

働く人たちの応援宣言をしてみませんか？

企業・団体等において、個人の考え方や価値観を尊重しながら、結婚を希望する従業員の後押しや、安心して妊娠・出産・子育てができる職場環境づくりなどに取り組む内容を宣言いただく制度です。

ご応募はインターネットで簡単！ ご登録は無料です。



ながさき結婚・子育て応援宣言



社内掲示用の宣言書や、社外配布用のチラシをダウンロードできます

【宣言のメリット】

- ①人材の確保・定着につながります
- ②お見合いシステム登録料の従業員割引があります
- ③結婚・子育てに関する情報が届きます

お問い合わせ先
長崎県こども未来課
電話 095-895-2683



2. ながさき子育て応援の店

子どもは未来を担う社会の宝 社会全体で「子育て家庭」を応援しましょう

小学校入学前のお子さんがあるご家庭への支援を通して、地域ぐるみで子育てを応援する機運を高め、子育てに優しい社会づくりを推進することを目的とした取組です。

協賛店舗からは「ココロパスポート」を提示した保護者に対して、

- ①すまいるサービス（ミルクのお湯提供、授乳室完備などのサービス）
- ②とくとくサービス（料金の割引、プレゼントなどのサービス）などを提供いただいています。（2019年11月末現在 1,005店舗）

【協賛店舗のメリット】

- ・お店の情報を県運営のホームページ「ココロネット」で発信できます（HPに直接ログインしてイベントやキャンペーンなどの情報を掲載できます）
- ・お店の広告・チラシ等にマークを使用できます
- ・お店のイメージアップにつながります



お問い合わせ先
長崎県青少年育成県民会議
電話 095-824-7510



3. 企業間交流事業「WizCon NAGASAKI」

県と21市町が協働で、仕事や職場を通じた交流をサポートする取組を始めました！

「人も企業もつながる」をコンセプトに、県内の企業・団体に所属する独身の方々のグループ交流を目的として、県と市町が協働で運営するシステムです。

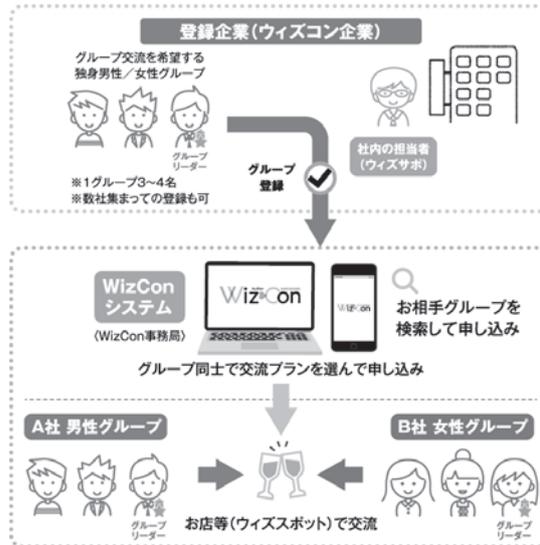
異業種交流を兼ねたカジュアルな出会いの場を提供しています。

【募集しています】

- ・参加していただく企業・団体等
- ・参加企業に勤める、独身の男性同士又は女性同士の3～4名のグループ
- ・グループ交流プランをご提供いただくお店等

詳しくは、ウェブサイトを
ご覧ください。

<https://www.wizcon-nagasaki.jp>



お問い合わせ先
長崎県婚活サポートセンター
電話 095-893-8860



4. 長崎県婚活サポートセンター応援企業・協力企業

すてきな出会いを応援して下さる
企業・お店を募集しています

結婚を希望する独身男女のお手伝いをする長崎県婚活サポートセンターでは、応援企業・協力企業を募集しています。

【応援企業】

お見合いシステムによるお引き合わせの場を提供する
レストラン・ホテル等

【協力企業】

婚活支援事業の周知など、社員や顧客の結婚に向けた
後押しや環境づくりなどに取り組む企業



お問い合わせ先
長崎県婚活サポートセンター
電話 095-893-8860



5. ながさき女性活躍推進会議

女性の能力と感性をより発揮できる社会づくりを推進！

女性の活躍の場を広げ、地域経済の活性化を図ることを目的として、平成26年12月、県内の経済団体、企業、国・県・市町、大学を中心として発足した会議です。

(2019年11月末現在 趣旨賛同会員257団体、うち自主宣言会員154団体)

女性活躍推進の必要性・メリットなどの普及啓発や、経営者・管理職・女性等を対象とした各種セミナー、優良企業等の表彰などを行っています。

女性の活躍は企業経営にメリットをもたらします！

【女性活躍による5つの経営効果】

- ①優秀な人材の確保
- ②女性従業員の人材育成と就業意欲の向上
- ③生産性の向上
- ④新しい付加価値の創造
- ⑤企業価値の向上

お問い合わせ先

ながさき女性活躍推進協議会事務局
(長崎県経営者協会)
TEL. 095-822-0245



6. 健康経営宣言

“会社の未来”は従業員の健康づくりから！ 「健康経営」をはじめませんか？

従業員が健康でなくなると、モチベーションや業務効率の低下、事故の発生、企業のイメージダウンなど様々なデメリットがあります。

協会けんぽ長崎支部と長崎県は共同で「健康経営宣言事業」を実施しています。事業に参加していただくと健診データと医療費データを分析した事業所カルテの配布、保健師、管理栄養士の保健指導などのサポートが受けられます。

また宣言後に定められた5つの取り組みを実践し、要件を満たした事業所は「健康経営推進企業」として認定し、長崎県知事と協会けんぽ長崎支部長連名で認定証を交付します。

「健康経営推進企業」
認定ロゴマーク



協会けんぽ長崎支部キャラクター「尾まがい猫家族」



お問い合わせ先
協会けんぽ長崎支部
企画総務部企画総務グループ
TEL 095-829-6001



緊急資金繰り支援資金の取扱い開始について

観光客（韓国）の減少により影響を受ける県内中小企業者の資金繰りに対応するため、以下のとおり長崎県中小企業向け融資制度の「緊急資金繰り支援資金（環境変化対策）」の取扱いを開始しました。

■融資対象

令和元年度以降の観光客（韓国）の減少に起因して、最近3ヶ月間の売上高等が前年同期比で減少していること。

■融資条件

- | | |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 融資限度枠 | 1企業あたり3,000万円 |
| イ 貸付利率 | 1.30% |
| ウ 償還期間 | 運転資金 7年以内（据置1年）
設備資金 10年以内（据置2年） |
| エ 保証料 | 年0.05%から0.90%
※1 セーフティネット保証5号を受けられる場合0%
※2 市町が融資日まで遡及して利子補給（0.4%以上に限る）を行う場合に、県の負担により保証料を0%とする。 |

■対象地域

 県内全域

■取扱期間

 令和元年9月17日から当分の間

■申込先

 各金融機関の最寄の各支店

◎銀行（十八、親和、長崎、佐賀、西日本シティ、福岡、北九州、肥後、三菱UFJ、みずほ、佐賀共栄、商工中金）

◎信用金庫（たちばな、九州ひぜん、伊万里）

◎信用組合（福江、長崎三菱、近畿産業、西海みずき）

※なお、融資は金融機関及び県信用保証協会の審査で決定されるためご希望に添えない場合もあります。

【相談窓口】

上記申込先に加え、長崎県経営支援課、長崎県信用保証協会及び商工団体においても資金繰り等に関する保証、融資相談窓口を設置しております。

＜融資に係る信用保証等に関すること＞

長崎県信用保証協会

＜支援制度一般に関すること＞

最寄の商工会議所

商工会連合会及び最寄の商工会

中小企業団体中央会

県経営支援課

雇用の維持を図る事業主を支援します

雇用調整助成金

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業および教育訓練)または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。教育訓練を実施した場合には、教育訓練費が加算されます。

◆支給対象◆

- 支給対象事業主：雇用保険適用事業所
- 支給対象労働者：雇用保険被保険者

ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間（賃金締め切り期間）の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等は対象になりません。

◆主な支給要件◆

- 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上（*）増加していないこと。
 - * 大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上
- 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。（計画届とともに協定書の提出が必要）
- 過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えていること。

◆受給手続き◆（裏面イメージ参照）

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要です。
- 初めての提出の際は、雇用調整を開始する日の2週間前をめどに、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい（最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。）。
- 支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人1日あたり 8,335円が上限です。(令和元年8月1日現在)	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算（額）	(1人1日当たり) 1,200円	

※ 支給限度日数は1年間で100日、3年間で150日

【お問い合わせ先】 長崎労働局職業対策課 TEL 095-801-0042

労働基準法の改正内容の概要 (残業時間の上限規制)

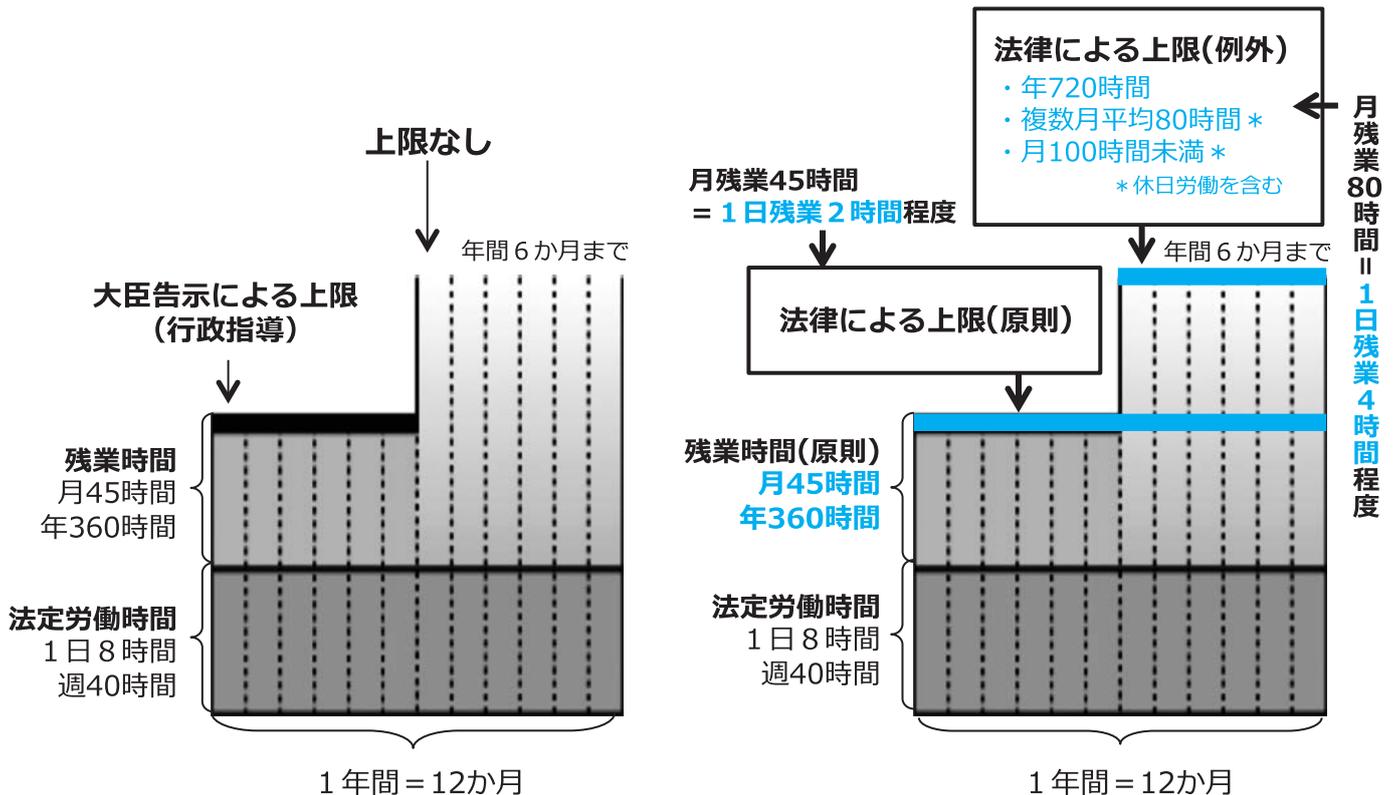
残業時間の上限を法律で規制するよう改正され、平成31年4月から適用されています (中小企業は令和2年4月から適用)。

(改正前)

法律上は、残業時間の上限がありませんでした (行政指導のみ)。

(改正後)

法律で残業時間の上限を定め、これを超える残業はできなくなりました。



◎残業時間の上限は、**原則として月45時間・年360時間**とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

(月45時間は、**1日当たり2時間程度**の残業に相当します。)

◎**臨時的な特別の事情**があつて労使が合意する場合でも、

- ・**年720時間**以内
- ・**複数月平均80時間**以内 (休日労働を含む)
- ・**月100時間**未満 (休日労働を含む)

を超えることはできません。

(月80時間は、**1日当たり4時間程度**の残業に相当します。)

また、原則である月45時間を超えることができるのは、**年間6か月まで**です。

※ただし、上限規制には適用を猶予・除外する事業・業務があります。

パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！ ～セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます～

1 パワーハラスメント対策の法制化 ～労働施策総合推進法の改正～

職場におけるパワーハラスメント対策が法制化され、令和2年6月1日に施行されます。
(中小企業は令和4年4月1日に施行、それまでは努力義務となります。)

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです

- ① 優越的な関係を背景とした
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③ 就業環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）

※ 適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たりません

- 職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります（適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります）。
- パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。
- 職場のパワーハラスメントに関し事業主が雇用管理上講ずべき措置等についての指針が告示されました。詳細につきましては厚生労働省 HP (<http://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000584512.pdf>) をご覧ください。



2 セクシュアルハラスメント等防止対策の実効性の向上

～男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正～

- ① セクハラ等の防止に関する国・事業主・労働者の責務が明確化[※]されます（パワハラ、いわゆるマタハラも同様（②、④も同じ。））
※ セクハラ等は行ってはならないものであり、事業主・労働者の責務として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。
- ② 事業主にセクハラ等に関して相談した労働者に対して事業主が不利益な取扱いを行うことが禁止されます
- ③ 事業主は、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置（事実確認等）への協力を求められた場合にこれに応じるよう努めることとされます
※ あわせて、自社の労働者が他社の労働者等からセクハラを受けた場合も、相談に応じる等の措置義務の対象となることを指針で明確化します。
- ④ 調停の出頭・意見聴取の対象者が拡大[※]されます
※ セクハラ等の調停制度について、紛争調整委員会が必要を認めた場合には、関係当事者の同意の有無に関わらず、職場の同僚等も参考人として出頭の求めや意見聴取が行えるようになります。

職場におけるハラスメントに関するお問い合わせは

長崎労働局 雇用環境・均等室

まで

長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階 TEL.095-801-0050

パートタイム・有期雇用労働法及び改正労働者派遣法が施行されます

正社員と非正規社員の間で不合理な待遇差が禁止されます！

パートタイム・有期雇用労働法は令和2年4月1日（中小企業は令和3年4月1日）から、改正労働者派遣法は企業規模にかかわらず令和2年4月1日から適用されます。

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規社員の間で不合理な待遇の差（派遣労働者の場合は派遣労働者と派遣先の正社員との間の不合理な待遇の差）をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法及び改正労働者派遣法が施行されます。

パートタイム・有期雇用労働法では、事業主には以下のことが求められています。

- 1** 同じ企業で働く正社員と短時間労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与などあらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止されます。

事業主は、正社員と短時間労働者・有期雇用労働者の働き方の違いに応じて、均衡な待遇（均等な待遇）の確保を図るための措置を講じなければなりません。

均衡待遇とは
(不利益な待遇差の禁止)

①職務内容※¹、②職務内容・配置の変更範囲、③その他の事情の違いに応じた範囲内で待遇を決定しなければなりません

均等待遇とは
(差別的な取扱いの禁止)

①職務内容※¹、②職務内容・配置の変更範囲が同じ場合、待遇について同じ取扱いをしなければなりません

※1 職務内容とは、業務の内容及び責任の程度をいいます

- 2** 事業主は、短時間労働者・有期雇用労働者から、正社員との違いやその理由などについて説明を求められた場合には、説明をしなければなりません

◎単に「パートだから」「将来の役割期待が異なるため」という主観的・抽象的理由では待遇の違いについての説明とはいえません。

短時間労働者・有期雇用労働者から説明を求められた場合

①説明を求めたパートタイム・有期雇用労働者の比較対象となる労働者（正社員）を決め

②以下の内容について説明しましょう

○比較対象となる正社員との間で、待遇に関する基準の違い

○待遇差の内容（どのような待遇の違いがあるか）

●それぞれの待遇の内容 ●待遇に関する基準

のいずれかを用いて説明する

○待遇差が生じている理由

●職務内容 ●職務内容と配置の変更範囲 ●その他の事情

のうち、個々の待遇の性質・目的に照らし適切と認められるものに基づき説明する

③説明の際には、就業規則や賃金規程などの資料を活用しながら口頭で説明しましょう

（説明すべき内容を、わかりやすく、すべて記載した文書の交付でも可）

★ 改正労働者派遣法については、長崎労働局職業安定部需給調整事業室にお問い合わせ下さい。